



12/15
2025
令和7年

わかつ

編集 若松区役所総務企画課 ☎761-0039 FAX751-6274

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは
入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の
応募方法は11ページを参照。
- 申=申し込み 問=問い合わせ
- 共通=共通の内容 担=市の担当課
- ネット=ネット窓口(電子申請)

高齢者・障害者あんしん法律相談

弁護士が応じます。1月8日(木)13~17時、若松区役所で。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。**申**1月5日までに若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー☎751-4800へ。



若松区文化祭

▶ミニ盆栽展示=12月19日(金)~21日(日)10~17時(21日は15時まで)
▶若松区民音楽会=合唱やピアノ演奏。ファゴット奏者・長哲也さん、ピアノ奏者・高橋ドレミによる特別演奏もあり。12月21日13時30分~16時30分。入場料500円。**共通**若松市民会館(若松駅前)で。**問**若松区役所コミュニケーション支援課☎761-5324へ。

健康だより

問若松区役所健康相談コーナー^④☎761-5327

①食卓相談 健康を考えた食生活の相談に管理栄養士が応じます。希望者には体組成測定あり。1月15日(木)10、11、13、14時。対象は65歳以上。定員各時間1人。

②子育て教室 「親子のコミュニケーション力アップ!~子どもの成長を促す親子遊びを体験しよう」。1月16日(金)10~11時。対象は乳幼児と保護者。母子健康手帳が必要。

③離乳食教室 紹介のすすめ方の話と試食、個別相談。1月20日(火)10時30分~12時。対象は離乳食開

市営バスの年末・年始ダイヤ

12月29日(月)~1月3日(土)は休日ダイヤです。**問**交通局運輸サービス課若松営業所☎771-2765へ。



1月10日は「110番の日」

- 緊急時 あわてず
あせらず 110番
- 110番は緊急電話
相談ごとは#9110



福岡県内からの110番はすべて警察本部の通信指令室につながります。

対応する警察官が順を追って質問しますので、落ち着いてはっきりと答えてください。

110番は事件や事故で急を要する時に通報する緊急電話です。急を要さない相談ごとなどは「#9110」をご利用ください。

問若松警察署☎771-0110へ。

始(生後5ヶ月ごろ)~生後7ヶ月ごろの乳児と保護者。母子健康手帳、バスタオルが必要。

④ウェルカムベビー教室 助産師による赤ちゃんの生活や家族のサポートについてなどの講話。1月25日(日)10~12時。対象は若松区在住で初めて出産する妊婦と家族。定員6組。母子健康手帳が必要。

共通若松区役所で。**申**②は12月16日~1月8日、③は12月17日~1月13日、④は12月25日~1月15日、①は1月13日までに**問**先へ。**②③④**はインターネットも可。



◀②③④の
申し込み
はコチラ

シルバーひまわりサービス ボランティアを募集

あなたの空き時間を少しだけボランティアに使ってみませんか。1カ月に1回などほんの少しのご協力でも結構です。特別な資格は不要で、ボランティア経験のない人も大歓迎。ご連絡お待ちしています!



シルバーひまわりサービスとは! 外出

が困難な高齢者の通院や買い物などを支援するボランティア活動です。運転・同乗ボランティアの2人1組で福祉車両を使って送迎します。

問北九州市社会福祉協議会若松区事務所☎761-2208へ。



交通安全 ポスター・デザインを募集

テーマは交通安全を訴えるもので、交通ルールを遵守したもの。

一般部門 B3判かB3判相当の四つ切り用紙で縦位置。

こども部門 対象は中学生以下。B3判かB3判相当の四つ切り用紙で。

共通令和8年使用の交通安全年間スローガンを原文のまま使用すること。優秀以上の入賞作品は令和8年春と秋の全国交通安全運動のポスターに使用されます。入賞者は賞金などを進呈。**申**1月31日まで。

詳細は若松交通安全協会☎751-2574へ**問**を。

年末の交通安全県民運動

12月11日(木)~31日(水)は年末の交通安全県民運動期間です。

年末は、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故が増加します。

家庭、職場、地域ぐるみで、交通ルールやマナーを守って、交通事故の防止に努めましょう。

運動の重点項目は

▶夕暮れ時以降の交通事故防止~横断歩道マナーアップ運動の推進

- 横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。
- 外出するときは、反射材用品や明るい色の衣服等を着用しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視は絶対にやめましょう。



▶飲酒運転の撲滅

- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。

▶自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用し、交通ルールを理解して安全に利用しましょう。
- 自転車保険に必ず加入しましょう。

交通ルールを守り、交通事故のない若松区を目指しましょう。

問若松区交通安全推進協議会☎761-0039へ。